交際費取扱と公開の指針の概要(案)

1 趣旨について

交際費は、行政の円滑な執行を図るため、市長などが市を代表して市の外部の方々と交際をする 場合に支出することができるものとしています。

市では、交際費の透明性を高め、市民のみなさんから市政に対する一層のご理解をいただき、「公平公正なまちづくり」を進めるため、市長交際費の支出のあり方とその支出内容の情報公開を行うこととしています。この指針は交際費の支出のあり方と支出内容の公開を行うにあたっての方針を定めるものです。

2 交際費の支出ができる相手方

- (1)京丹後市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるかた
- (2)市政について顕著な功績があったかた
- (3)災害又は事故等にあった者およびそのほか市長などが特に必要と認めるかた並びにこれらのかたが所属する団体など

3 交際費の支出ができる事項および額 【 】内が支出できる額

支出区分	内容			
会費等	構成員となっている団体などの会議、会合などに参加するとき、または市政運営上必要と判断される会議、会合などに出席するときで、定められた会費などに係る支出【会議出席に要する費用などについて、定められた額】			
祝金	式典、会議、大会、慰霊祭などに対する祝金などに係る支出【定例的に行われる大会などは原則10,000円以内とし、そのほかの大会などは規模に応じて社会通念上、妥当と認められる範囲内の額】			
	市政関係者などおよびその親族に対する香料などに係る支出【京丹後市慶弔規程に定められた額】			
見舞い	市政関係者などの病気、負傷、災害などの見舞いに係る支出【社会通念上、妥当と認められる範囲内の額】			
激励金	本市の公益性を高める個人・団体を激励するために係る支出(対象者は、世界大会、全国大会に出場する個人・団体、公益性の高い支援活動を行う個人・団体)【一人につき10,000円を限度とする。激励会等一件につき30,000円を限度とする。】			
贈答	市政運営上必要な相手への土産などに係る支出【社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額】			
賛 助	各種大会や行事などへの賛助金などに係る支出【社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額】			
懇談費	会議や会合などで、市政運営に資する意見交換、情報収集などの懇談にかかる支 【社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額】			
その他	上記に分類されず、市政を円滑に推進するために必要な支出【社会通念上、妥当と 認められる範囲内で、現に必要とする額】			

4 公開する内容

交際費の支出については、次のとおり公開するものとします。

(1) 支出日 支出すべき原因が発生した日とします。

- (2) 支出区分 上記の「3 交際費の支出ができる事項および額」をご参照ください。
- (3) 支出内容 ただし、弔意や見舞いなど相手のプライバシーに深く関わるもので、特段の配慮が必要な場合のみ、個人名を非公開とします。
- (4) 支出額 支出した額
- (5) 支出先 請求書・領収書に記載された振込先金融機関名、口座種別、口座番号、法人の担当者名は非公開とします。

5 公開の方法および時期

公開内容の概要を京丹後市公式ホームページに掲載するとともに、秘書広報課において閲覧に供します。市のホームページへの掲載および秘書広報課においての閲覧による公開時期は、当月分を、翌月15日までに公開することとします。

6 交際費の公開の仕方

平成 年 月支出分

支出日	支出区分	支出内容	支出額	支出先
月日	祝金	町商工会新春賀詞交歓会 お祝い	5,000	町商工会
月日	激励金	青年海外協力隊派遣隊員 激励	10,000	
月日	弔意	京丹後市議会議員 実父 香料	10,000	喪主
月日	弔意	京丹後市議会議員 実父 花輪代	10,000	喪主

(注)公開にあたっては「」の部分は年月日、名前が入ります。

7 施行期日について

平成17年7月1日から施行の予定です。

パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。